

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則及び医療法施行規則の
一部を改正する省令案について（概要）

令和 5 年 5 月
厚生労働省医政局
厚生労働省保険局

1. 改正の趣旨

- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「平成18年医療法等改正法」という。）附則第10条の8の規定に基づき、出資持分の定めのある医療法人の移行計画に関する事項等について、必要な改正を行うもの。

2. 改正の内容

- 平成18年医療法等改正法附則第10条の8において、平成18年医療法等改正法附則第10条の3第1項に規定する移行計画が適当である旨の厚生労働大臣の認定（以下「認定」という。）を受けた医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、移行計画の実施状況及び当該医療法人の運営状況について報告しなければならないこととされており、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則第60条第1項において、当該報告について、認定を受けた日から起算して1年3月を経過する日及び2年3月を経過する日までに行うこととされている。
- 今般、改正法による改正後の平成18年医療法等改正法第10条の3第4項第3号に規定する移行の期限が、認定の日から起算して3年から認定の日から起算して5年に延長されることに伴い、認定を受けた日から出資持分のない医療法人へ移行する旨の定款の変更に
ついて法第54条の9第3項の認可を受ける日までの間、認定を受けた日から起算して1年を経過するごとの日までの期間に係る当該報告を、各1年を経過する日の翌日から起算して3月を経過する日までに行うこととする。
- 加えて、高齢者の医療確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）について、改正法の施行に伴う条項の移動を踏まえた改正を行うこととする。

3. 根拠条項

- 平成18年医療法等改正法附則第10条の8

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和5年5月19日
- 施行期日：公布日（改正法の公布日）